

○袖ヶ浦市パブリックコメント手続実施要綱

平成18年3月27日

告示第94号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより市民の市政参画の機会を拡大し、市政の公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の重要な施策の策定に際し、当該施策の案その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を募集しその意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に通勤又は通学する者その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもの(以下「計画等」という。)とする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画及び個別行政分野における施策の基本事項を定める計画の策定又は改定

- (2) 市政の基本事項を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例その他市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
 - (4) 市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則及び要綱の制定又は改廃
 - (5) その他実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画等をパブリックコメント手続の対象としないものとする。
- (1) 緊急を要するとき。
 - (2) 軽微な変更に係るとき又は実施機関の裁量の余地が少ないとき。
 - (3) 金銭徴収及び金銭給付に関する事項を対象とするとき。
 - (4) 計画等の策定に当たり、意見聴取の手続が法令により定められているとき。
 - (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するとき。

(計画案等の公表)

第4条 実施機関は、計画等の意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画等の案(以下「計画案等」という。)を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画案等を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。
- (1) 計画案等の趣旨、目的及び背景
 - (2) 計画案等の概要
 - (3) その他関連する資料で市民等の理解に資するために必要なもの

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で実施する。

- (1) 市ホームページ及び広報紙への掲載
- (2) 市政情報室及び実施機関担当課における閲覧及び配布
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 実施機関は、市民会館、各公民館及び各図書館において、公表の周知を行うものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、第4条の規定による公表を開始した日から概ね1か月の期間を定めて、計画案等についての意見の提出(以下「意見提出」という。)を求めるものとする。ただし、概ね1か月の期間を設けることができない特別の事由があるときは、この限りでない。

2 意見提出を行うものは、市民等の住所、氏名(法人その他の団体にあつては名称、所在地及び代表者の氏名)及び連絡先を明らかにするものとする。

3 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面等の提出
- (2) 郵便等
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

(平19告示176・一部改正)

(意見への対応)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して計画案等の策定に係る意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、計画案等の意思決定を行ったときは、袖ヶ浦市情報公開条例(平成11年条例第1号)第8条各号に掲げる非公開情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見提出により受けた意見の概要
- (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
- (3) 計画案等の修正を行ったときは、その修正した内容

3 前項の公表方法については、第5条の規定を準用する。

(意思決定過程の特例)

第8条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき実施機関が計画等を立案する場合は、この要綱の規定は適用しない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件及び当該手続を終了した案件について一覧表を作成し、市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(庶務)

第10条 パブリックコメント手続に関する庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(平21告示63・一部改正)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この告示の規定は適用しない。ただし、実施機関は当該計画等について、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

附 則(平成19年告示第176号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第5条第1項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、この告示の施行の日以後に開始される公表について適用し、同日前に開始された公表で、この告示の施行の際、現に公表されているものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年告示第54号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。